

中間到達度確認試験（その2）問題

2022年12月2日

次の1～6の事実に基づき、下記の小問に答えなさい。

【事実】

1. Xは、海産物を扱う小売業者で、2021年末までに、2022年4月からの全国のデパート25店との間で、「北の美味祭」の特設会場で海産物を販売する契約をまとめた。この企画の目玉の1つは、市価3万円程度するロシア産超高級キャビア缶詰（以下「甲」とよぶ）を特別な箱包装にして各店でXが20箱を各2万円で販売する、というものであった。
2. Xは、1の企画の話をして、従来から取引のある海産物輸入業者Yから、1箱1万円として500箱を購入する契約（以下「本件契約」という）を2021年11月20日に、すでに結んでいた。ただ、Yの国内在庫が100箱しかなかったため、Xは、その代金100万円を含めた前渡金250万円をYに支払うとともに、この取引につき、Yの代表取締役社長Zに、保証人になってもらった。この保証は公正証書による保証意思確認を経ておらず、Z作成の保証約束のワード文書がYからXへのメールに添付して送られた。
3. 目的物の引渡しは、Xの指定するデパート宛に、そのデパートでの「北の美味祭」開催の3日前に到着するよう、20箱ずつYから送付する形で行う旨約定された。残代金250万円は、400箱の輸入予定の3月末日までに、輸入手続完了の通知をYから受けてXがYの指定口座に振り込むものとされた。
4. 最初の20箱は、「北の美味祭」が開催される3日前の3月28日にXの指定するAデパートに送付された。しかし、ロシアのウクライナ侵攻以後、ロシアからの輸入が止まったため、400箱の入荷が見込めず、類似の国内在庫の調達もできない状況となったため、YはXにその旨を連絡した。
5. 最初の「北の美味祭」は好評で、20箱全部の甲が早々に売り切れた。しかし、4月5日、ある1箱の購入客から、箱の中の缶が変形していて、味も美味しくない旨のクレームがAデパートに入り、Aはその客に2万円の返金処理を行い、その額をXに求償した。問題の箱は、品質分析のためXを通じてYに返却された。
6. Yは、分析の結果を、「たしかに問題のキャビアは缶が変形したせいかもしれないが、安全性には問題はなかった。残り在庫の80箱を調べたが、変形した缶は見当たらなかった。全部の缶を開けて調べるわけにはいかない。」とXに伝えた。現在は2022年4月7日である。

問1 Xは、本件契約を全部又は一部解除することができるか。解除が認められる場合、Xは、損害賠償（問2でその一部を尋ねるので問1では論じる必要がない）以外にYに何を請求できるか（50点）。

問2 Xは、Yに逸失利益の損害賠償を請求できるか。できるとすればいくらか（30点）。

問3 Xは、問1・問2で認められうる額をZに対して請求できるか（20点）。